

やっぱりあった、錦織圭選手名の中国商標登録 ～著名スポーツ選手関連の日中商標調査～

2007年10月のジャパンオープンでプロ転向、翌2008年2月のデルレイビーチ国際選手権では早くもATPツアー初優勝、同年8月の全米オープンで、日本男子シングルスとして71年ぶりにベスト16進出という快挙を達成し、その年のATPワールドツアー最優秀新人賞を受賞するなどして注目を集めてきた錦織圭選手は、今年的全米オープンで、アジア人初のグランドスラム準優勝となり、先のツアーファイナルでも並み居る強豪の中でベスト4という好成績を収めるなど、世界で活躍する日本人アスリートの代表的な存在としてますますの活躍が期待されています。

そんな錦織選手の名前が既に中国で他人によって商標登録されていることが確認されました。(表1参照)

錦織選手自身も自らの代名詞「エアケイ」を日本で商標登録していますが、拠点の米国をはじめ主要国での登録はありませんでした。(表2参照)

こうした中国でのフリーライド行為は、日本各地の地名やドラマなど有名で価値があると認められた証しでもあり、かつては中国で最もレベルの高いスーパーリーグに参加し、中国大陸で活躍してきた福原愛選手はその代表的な存在です。

金メダリストやアイドル的な存在のアスリートなど、こうした事例は枚挙に暇がありません。(表3参照)

日本のIPDLでもスポーツ選手の代名詞、流行語にもなった有名なフレーズなどの登録事例があります。(表4参照)

参考までに日本と中国の商標法関連条文の対比を付しますが、日本では商標法第4条第1項8号において、商標登録を受けることができない商標として、「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）」と規定されているのに対し、中国では、これに該当する規定条文がありません。すなわち、日本では、他人の「氏名」「名称」を含む商標は、当該他人

の承諾を得ている場合には商標登録を受けることができるが、中国では現にこうしたチェックがなされていないものと思われます。

なお、日本でもこれらの「略称」を含む商標は、当該略称が「著名」でなければ登録を受けることができるということになり、著名性等を想定とした判例が見受けられます。

ゴルフの石川遼、松山英樹、スケートの羽生結弦など世界をまたにかけて活躍している次代を担う人気アスリートの商標管理というのも今後の課題になるのではないのでしょうか。

一般のビジネスにおいても、名刺交換した相手、或いは配布したカタログやホームページから勝手に他人に商標登録されてしまったという事例が頻発しており、無効化のための対応や訴訟による解決は多くの時間と労力を費やし、経済的にも大きな負担を伴うものになります。

こうしたトラブルを未然に防ぐには、定期的な調査・情報収集する体制を整備することが重要です。

発明推進協会では、業務経験や内外ネットワークを活かした IP コンサルティングサービスを通じて、海外進出される企業等に対し定期的な調査・分析・翻訳・資料取寄せ等々きめ細かくサポートしております。

表1 中国商標网で確認された錦織選手名の商標

No.	登録番号	出願日	登録日	存続期間 満了日	商標名称	出願人/権利者	類区分	商品
1	10098367	2011/10/24	2013/1/7	2023/1/6	锦织圭 锦织圭	陈忠 (山东省济南市)	28	球拍胶粒;乒乓球台;运动球拍;运动球类;乒乓球拍;运动用网;球及球拍专用袋;锻炼身体器械;体育活动器械;护腰
2	10098368	2011/10/24	2013/1/14	2023/1/13	锦织圭 锦织圭	陈忠 (山东省济南市)	25	袜

表2 特許電子図書館で確認された錦織選手による商標

No.	登録番号	出願日	登録日	存続期間満了日	商標名称	出願人/権利者	類区分	商品
1	5230083	2008/9/16	2009/5/15	2019/5/15	Air K\エアケイ Air K エアケイ	錦織 圭	18	愛玩動物用被服類, かばん類, 袋物, 傘, 皮革
							24	織物(「畳べり地」を除く。), 布製身の回り品, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布, 織物製テーブルナプキン, ふきん, のぼり及び旗(紙製のものを除く。), 布製ラベル
							25	被服, サンバイザー, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 靴類(「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。), げた, 草履類, リストバンド及びその他の運動用特殊衣服, 運動用特殊靴(「乗馬靴」を除く。)
							28	遊園地用機械器具(「業務用テレビゲーム機」を除く。), 愛玩動物用おもちゃ, おもちゃ, 人形, 遊戯用器具, ビリヤード用具, 運動用具
2	5566578	2012/9/21	2013/3/15	2023/3/15	Air K\エアケイ Air K エアケイ	錦織 圭	14	貴金属, キーホルダー, 記念カップ, 記念たて, 身飾品, 時計

表3 中国商標网で確認された有名スポーツ選手名の商標

No.	登録番号	出願日	登録日	存続期間満了日	商標名称	出願人/権利者	類区分	商品
1	7861885	2009/11/26			福原爱 福原爱	许道生X (江蘇省無錫市)	12	小型机动车; 摩托车; 电动自行车; 自行车; 三轮运货车; 踏板车(机动车辆); 运货三轮车; 运输三轮脚踏车; 电动三轮车; 小型机动车;
2	6944420	2008/9/9	2010/8/28	2020/8/27	福原爱 福原爱	赵旭峰 (安徽省巢湖市)	9	光学玻璃; 护目镜; 隐形眼镜; 眼镜(光学); 眼镜玻璃; 眼镜盒; 眼镜架; 光学矫正透镜片(光); 擦眼镜布; 眼镜;
3	4752591	2005/7/1	2009/5/21	2019/5/20	福原爱 福原爱	黎其武 (海南省海口市)	5	人用药; 医用生物制剂; 药用化学制剂; 针剂; 片剂; 中药成药; 生化药品; 栓剂; 阴道清洗液; 医用营养品;
4	4887845	2005/9/9	2009/5/14	2019/5/13	福原爱 福原爱	刘学家 (河南省郑州市)	43	咖啡馆; 饭店; 快餐馆; 酒吧; 住所(旅馆、供膳寄宿处); 茶馆; 提供野营场地设施; 养老院; 日间托儿所(看孩子); 动物寄养;
5	4886353	2005/9/9	2008/7/28	2018/7/27	福原爱 福原爱 <i>Fu Yuanai</i>	洪跃 (吉林省延吉市)	30	糖果; 蜂蜜; 饼干; 挂面; 方便面; 醋; 酱油;
6	9220633	2011/3/16	2012/6/7	2022/6/6	福原爱 FUYUANAI 福原爱	广州市毅鹏皮具商贸有限公司	18	伞; 手杖; 皮带(马具); 香肠肠衣;
7	13840059	2013/12/31			福原爱 福原爱	莆田市永圣文化传播有限公司	14	未加工或半加工贵金属; 首飾盒; 戒指(首飾); 小飾物(首飾); 翡翠; 耳環; 玉雕首飾; 珍珠(珠寶); 珠寶首飾; 手表
8	5109830	2006/1/9			福原爱 福原爱	庄云 (山東省)	10	子宮帽; 非化学避孕用具; 避孕套;
9	5191146	2006/3/6	2008/3/28	2018/3/27	福原爱 福原爱	龚海艳 (湖北省枝江市)	11	照明器; 电饭锅; 热水器; 燃气炉; 电炊具; 冰箱; 厨房用抽油烟机; 风扇(空气调节); 沐浴用设备; 消毒碗柜;
10	5191147	2006/3/6			福原爱 福原爱	龚海艳 (湖北省枝江市)	25	服装; 童装; 内衣; T恤衫; 游泳衣; 鞋; 帽; 袜; 领带; 皮带(服饰用);
11	5191148	2006/3/6			福原爱 福原爱	龚海艳 (湖北省枝江市)	3	洗发液; 柔发剂; 洗面奶; 去渍剂; 上光剂; 香水; 化妆品; 化妆剂; 口红; 牙膏;
12	10212792	2011/11/21			福原爱 福原爱	常州泰鼎纺织品有限公司	20	安乐椅; 按摩用床; 床; 垫子(床垫); 椅子(座椅); 金属家具; 金属座椅; 沙发; 摇椅; 家具;
13	5191227	2006/3/6	2008/3/28	2018/3/27	福原爱 福原爱	龚海艳 (湖北省枝江市)	9	计算器; 天线; 扩音器; 电源材料(电线、电缆); 电开关; 电器插头; 继电器(电的); 报警器; 电池; 电熨斗;

No.	登録番号	出願日	登録日	存続期間満了日	商標名称	出願人/権利者	類区分	商品
14	5191230	2006/3/6	2009/4/7	2019/4/6	福原爱 福原爱	高俊起 (北京市宣武区)	30	咖啡; 茶饮料; 食用冰;
15	5209207	2006/3/13	2008/3/28	2018/3/27	福原爱 福原爱	高俊起 (北京市宣武区)	32	
16	5191226	2006/3/6	2009/4/7	2019/4/6	福原爱 福原爱	龚海艳 (湖北省枝江市)	7	缝纫机; 家用电动搅拌机; 厨房用电动机; 家用电动榨水果机; 擦洗机; 家用豆浆机; 洗衣机; 发电机; 清洗设备; 清洁用除尘装置;
17	7233856	2009/3/5			福原爱 福原爱	庞林 (江苏省海门市)	24	被面; 被絮; 被罩; 床单; 枕套; 床单和枕套; 床上用覆盖物; 床罩; 绣花枕套; 床单(纺织品);
18	7233858	2009/3/5	2010/12/14	2020/12/13	福原爱 福原爱	庞林 (江苏省海门市)	20	垫褥(亚麻制品除外); 枕头; 软垫; 垫枕;
19	9096591	2011/1/27	2012/2/7	2022/2/6	福原爱 FUKUHARAAI 福原爱 FukuharaAi	广州市柏臣皮具贸易有限公司	18	(动物)皮; 背包; 旅行包(箱); 用于装化妆品的手提包(空的); 皮箱或皮纸板箱; 钱包; 包装用皮袋(信封、小袋); 皮革工具袋(空的); 手提包; 软毛皮(仿皮制品);
20	7179131	2009/1/22	2012/4/14	2022/4/13	福原爱;FU YUAN AI 	邹游宇 (重庆市)	44	兽医辅助; 动物育种;
21	10137359	2011/11/1	2013/2/28	2023/2/27	浅田舞 浅田舞	杭州星辰进出口有限公司	25	服装; 童装; 游泳衣; 防水服; 足球鞋; 鞋; 帽; 袜; 手套(服装); 领带;
22	4255411	2004/9/6	2008/4/21	2018/4/20	蛙王北岛 蛙王·北岛 WUWANG·BEIDAO	程志新 (浙江省杭州市)	25	男用游泳裤; 游泳衣; 男游泳裤; 游泳帽; 游泳裤; 体操服;

No.	登録番号	出願日	登録日	存続期間満了日	商標名称	出願人/権利者	類区分	商品
23	10146196	2011/11/3	2013/3/7	2023/3/6	香川真司 香川真司	香港熙宁实业有限公司	28	毽子; 积木(玩具); 象棋; 体育活动用球; 运动球类; 健身床; 箭弓; 运动绳(跳绳、拔河绳); 竞技手套; 钓鱼杆;
24	10146176	2011/11/3	2013/1/14	2023/1/13	香川真司 香川真司	香港熙宁实业有限公司	25	衬衣; 婴儿裤; 体操服; 雨披; 足球鞋; 鞋(脚上的穿着物); 帽; 儿童头盔; 衣服吊带; 浴帽;

No.の黄色網掛け部は登録無効確定のもの

表4 特許電子図書館で確認されたスポーツ選手関連商標

No.	出願番号/ 登録番号	出願日	登録日	存続期間 満了日	商標名称	出願人/権利者	類区分	商品
1	5605794	2013/4/8	2013/8/9	2023/8/9	二刀流	日本ハム株式会社	29	食用油脂, 乳製品, 食肉, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにやく, 豆乳, 豆腐, 納豆, カレー・シチュー又はスープのもと
2	商願 2014- 14885	2014/2/27			レジェンド▲葛▼西モデル	株式会社土屋 ホーム	36	建物の管理, 建物の貸借の代理又は媒介, 建物の貸与, 建物の売買, 建物の売買の代理又は媒介, 建物又は土地の鑑定評価, 土地の管理, 土地の貸借の代理又は媒介, 土地の貸与, 土地の売買, 土地の売買の代理又は媒介, 建物又は土地の情報の提供
							37	建設工事, 建築工事に関する助言, 暖冷房装置の修理又は保守, パーナーの修理又は保守, ボイラーの修理又は保守, ポンプの修理又は保守, 冷凍機械器具の修理又は保守, 貯蔵槽類の修理又は保守, 浴槽類の修理又は保守, 建築物の外壁の清掃, 窓の清掃, 床敷物の清掃, 床磨き, し尿処理槽の清掃
3	4961546	2005/9/9	2006/6/16	2016/6/16	ちよーきもちいい	小竹 厚嗣	29	食用油脂, 食肉, 卵, 食用魚介類(生きているものを除く。), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにやく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 加工卵, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, なめ物, 豆, 食用たんぱく
4	5535068	2012/5/30	2012/11/9	2022/11/9	ちよー気持ちいい!!	社会福祉法人 蒨の会	28	木製おもちゃ

日本国商標法	中華人民共和國商標法
<p>(商標登録を受けることができない商標) 第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない</p>	<p>第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p>
<p>一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標</p>	<p>(一) 中華人民共和國の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p>
<p>二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章(パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。)であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p>	<p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。</p>
<p>三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標</p>	<p>(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。</p>
<p>四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和二十二年法律第五十九号)第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)第五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標</p>	<p>(四) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。</p>
<p>五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの</p>	<p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。</p>
<p>六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標</p>	<p>(六) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。</p>
<p>七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標</p>	<p>(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの</p>
<p>八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)</p>	<p>(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。</p>
<p>九 政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標(その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするもの)</p>	<p>県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p>
<p>十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p>	
<p>十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(第六条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p>	
<p>十二 他人の登録防護標章(防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。)と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの</p>	
<p>十三 削除</p>	
<p>十四 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの</p>	
<p>十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第十号から前号までに掲げるものを除く。)</p>	
<p>十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標</p>	

日本国商標法	中華人民共和国商標法
<p>十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの</p> <p>十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標</p> <p>十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)</p> <p>2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。</p> <p>3 第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。</p>	
<p>(商標登録の要件)</p> <p>第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。</p> <p>一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>二 その商品又は役務について慣用されている商標</p> <p>三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む。)、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標</p> <p>五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標</p> <p>2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。</p>	<p>第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。</p> <p>(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p> <p>第十二条 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。</p> <p>第十三条 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p>